広報 さくほ

佐久穂町コミュニティ創生事業プランコンテスト開催！

8月21日(日)に茂来館で、佐久穂町コミュニティ創生事業プランコンテストが開催されました。佐久穂町を元気に盛り上げていくための事業提案があり、発表者には佐久穂町の未来について熱く語っていただきました。

No.121

2016年10月27日

●発行　佐久穂町役場　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地　TEL 0267-86-2525
●編集　総合政策課　●印刷　有限会社東城印刷佐久穂営業所

町の人口　10月1日現在

		前月比
男	5,648人	−5
女	6,001人	−8
計	11,649人	−13
世帯数	4,370世帯	−5
	（うち外国人数110人）	

● 主な記事 ●

佐久穂町コミュニティ創生事業プランコンテスト　P2〜4
平成27年度 一般会計決算報告　P6〜9
「第2次佐久穂町総合計画基本構想(概略案)」に対する意見を募集します　P10〜17
集団健康診査がはじまります!!　P18〜19
パパとママの子育てセミナー　P20
10月は、保険証の更新月です　P24
平成28年度 健康管理合同会議 報告　P30

★ 今月のテーマ ★

コミュニティ創生事業プランコンテストの結果について

町では、本年３月に佐久穂町コミュニティ創生戦略を策定しました。

これは、人が減り続けているまちで、子どもからお年寄りまで「このまちで安心して楽しく暮らしていける」ため、コミュニティ（人のつながり、人と人とのきずな）を中心としたまちづくりを進めていく戦略です。

一人の人間はいくつものコミュニティに属しており、それぞれのコミュニティで何かを成し遂げ、周りの人と分かち合うことができれば、幸せで楽しくなれるのではないでしょうか。いきいきした住民が増え、面白いことがたくさん行われることが町の活性化につながるのではないかと私たちは考えています。この戦略の推進は町が一方的にやって上手くいくものではありません。住民の皆さんの協力が必要です。

佐久穂町
コミュニティ創生事業プランコンテスト
～このまちでずっと住み続けたいんです～
人が減り続けているまちで、子どもからお年寄りまで「このまちで住み続けられる」しくみを探っています。
地域が元気でいるためには、人が減っても地域で支えられるアイデアが必要です。あなたの事業プランを佐久穂町は待っています。
ホタルの放流
最優秀賞
10 万円
又は 10 万円分の町の特産品
募集期間
平成 28 年 6 月 20 日（月）から
平成 28 年 7 月 19 日（火）まで
佐久穂町役場総合政策課
【応募・お問合せ先】
長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地
TEL：0267-86-2553
E メール：seisaku@town.sakuho.nagano.jp
※応募方法等の詳細は、ﾎﾑﾍﾟｰｼﾞか役場総合政策課にお問い合せください。
https://town.sakuho.nagano.jp 佐久穂町 検索

そこで、コミュニティの力で地域の様々な課題を解決することにより、このまちで住み続けられるためのアイデアを募集しました。

具体的には、以下のテーマに関する事業プランを募集しました。

①人口が減りつつある集落で、集落機能の維持ができるようになるための事業プラン

②地域の多様な人材を活用しながら、生活を支える仕組みができるようになるための事業プラン

③地域ぐるみで、子育て支援を進める仕組みができるようになるための事業プラン

広く全国から募集したところ、全部で 17 名の方から 23 件の事業プランの提案がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

地宝ソーセージをつまみながら、
地方ソウセイについて考えている人の考えを聞いて
地方創生について考えてみる会　8月21日（日）茂来館
最終審査会の一般審査員を50名募集します。こだわりの地宝創生地（ソーセージ）を優先的に食べていただけます。
お申し込みはseisaku@town.sakuho.nagano.jp. または0267-86-2553総合政策課まで。
応募は、佐久穂町町民で中学生以上の方に限らせていただきます。
30年後に半分近くに人口が減ってしまうと考えられる佐久穂町。そんな逆境の中でも居心地のよい町づくりは可能だと考えています。
住んでいて心地のよい町づくりをしていくためのアイディアを募集したところ、たくさんの意見をいただきました。その中でも特に面白そうなアイディアを出していただいた方々の発表があります。皆様もぜひ一緒に居心地のよい町づくりを考えてみませんか？
タイムスケジュール
13:45～ 開場
14:20～ 事業プランのプレゼンテーション第1部
15:15～ 休憩（10分）
15:25～ 事業プランのプレゼンテーション第2部
16:20～ 一般審査員による投票
16:30～ 地宝創生賞（ソーセージ）授賞式セレモニー
17:05～ 最終審査結果発表
17:10～ 表彰式
17:30 終了
同時開催！！公民館主催イベント
10:00～16:30 茂来day マルシェ&フリーマーケット
13:00～ スタインベルクアップライトピアノ寄贈記念コンサート
フリーマーケット出展者も募集中 86-2041(生涯学習課まで)
事業プランプレゼンは一般公開。
メリアホール自由席における入場又は退場は自由です。

ご提案頂いた 23 件の事業プランの中から、8 月 21 日（日）茂来館で開催された最終審査会において、８名の方から９件の事業プランについて、一般公開による発表会（プレゼンテーション）が行われ、113 名の方にご参加いただきました。

最終審査会の結果については、次ページのとおりです。

発表された皆様及び来場された皆様に対しまして、心よりお礼申し上げます。

佐久穂町 コミュニティ創生事業プランコンテスト
最終審査結果と、事業プランに対する町の今後の方針等について

賞	事業プラン名（提案者）	事業プランの概要	町の方針等
最優秀賞	**古民家を活用した高齢者サロン・シェアハウス**（八郡集落有志一同）	八郡集落内に地域の人たちが気軽に集まれる場づくり、空き家の活用に関する事業提案です。	例え人が少なくなったとしても安心して住み続けるためには、それぞれの集落に気軽に集まれる場所、お互いに支え合うための場所を作っていくことは非常に大切なことだと考えます。町としては、集落内でそのような取組に向けた活動や話し合いが進むための仕掛けを行っていくとともに、実施する場合は、ハード・ソフト両面から必要な支援を行っていきます。
優秀賞	**機能別消防団制度活用による防災機能と消防団魅力の増加プラン**（関谷航太）	消防団員数が減少している現状を踏まえ、消防団の目的を明確にし、消防団を機能別に分け適切な人員配置を行うことの事業提案です。	消防団員数は減少傾向にあり、かつ出動する団員数も減っているため、団員１人あたりの負担が増えており、大きな問題であると考えています。そこで、ポンプ操法訓練の効率化に向けて、事業プランのアイデアが活用できるか、消防団内部で検討してもらうよう提案していきます。
優秀賞	**コミュニティスペース・ゆるカフェ ～紡ぎ～**（岩下陽香・由井貴之）	「繋がり」をテーマとしたコミュニティスペースを、各集落の公民館を活用してつくる事業提案です。誰でも気軽に立ち寄れ、多くの世代の方が集える開かれた場所づくりを目指しています。	例え人が少なくなったとしても安心して住み続けるためには、それぞれの集落に気軽に集まれる場所、お互いに支え合うための場所を作っていくことは非常に大切なことだと考えます。町としては、集落内でそのような取組に向けた活動や話し合いが進むための仕掛けを行っていくとともに、実施する場合は、ハード・ソフト両面から必要な支援を行っていきます。
優秀賞	**さくほ地域サポーターズユニオン**（髙見澤勝幸）	地域コミュニティで活躍する人材育成・相互交流・活動・アイデアの共有などを行うことにより、コミュニティの自律的な課題解決力を育むためのソフト的なインフラ整備に関する事業提案です。	地域での話し合いや具体的な地域課題を解決していくためには、リーダーや人材を育成していく必要があり、そのための重要なインフラ整備に係る重要な提案であると考えています。今年度中には構築に向けた検討を開始し、来年度には立ち上げができるように進めていきたいと考えています。
特別賞	**佐久穂っとTV**（関龍一郎）	町の情報発信基地として、様々なコミュニティの活動、町内の魅力的な場所・風景・人・モノなどの紹介や、災害時の情報掲示板などに活用するため、「佐久穂っとTV」設立に関する事業提案です。	集落やグループなど様々なコミュニティで様々な面白い活動が行われていますが、あまり知られていません。そこで、様々なコミュニティの活動を情報収集し、紹介などを行うためのコミュニティサイトなどを作りたいと考えています。現在ホームページの更新を進めていますので、ホームページ上での運用方法について、動画投稿サイトYouTubeの活用を含め検討していきます。
	中学生のインターンシップ ～いつか大きくなって帰ってきなよ～（常田圭一郎）	問題を解決できる実行力とリーダーシップを持ち、当町に愛着のある人材を育てる。当町で実現したいことやりたい事が明確な若者が戻ってくるための事業提案です。	町ではキャリア教育・職業体験などの事業を行っています。そして町の教育の特色を明確にし、魅力を高めることがコミュニティ創生戦略に明記しています。戦略が目指す方向性に合致していると思いますので、今後の進めるにあたっての参考とさせていただきます。

◀ 次ページへ続く

（※敬称略）

賞	事業プラン名（提案者）	事業プランの概要	町の方針等
	配食サービスを活用した老々介護について （井出利松）	高齢者が集落にある公民館等に食事の度に集まり、配食された食事を皆で頂きながら、一日自由に生活できる環境を整備し、安心した日常生活を送るための事業提案です。	在宅でいつもでも健康に過ごすことができるためには、食事の問題は非常に大きいと思います。町としては、町が食事を作り配食サービスとして提供するのではなく、各公民館ごとに地域の皆さんが自分たちで食事を作り提供するような仕組みを、住民の皆さんと考えていきたいと思います。
	佐久穂町中学生学習支援 （西部元和）	小中一貫校の実践を基軸とし、教育の充実を図るため、中学生向け中心の学習塾の運営に関する事業提案です。	小中一貫教育など、町の教育の特色を明確にし、魅力を高めることがコミュニティ創生戦略に明記しています。町が学習塾を運営することは難しいと考えますが、中学生や高校生への支援として、児童館が中学生や高校生でも利用できるように現在検討を進めています。
	住民自治組織（区）の再編による地域活動の活性化 （竹内達朗）	現在 58 ある行政区の統廃合、町職員による地区担当者制度、地縁団体の法人化取得、などに関する事業提案です。	区の統合と地区担当者制度については、集落点検事業を進め、各集落の意向や区の仕事を明確化する中で、検討していきます。地縁団体の法人化については、各集落の活動状況に応じて、法人化取得の検討を町と集落が協力して行っていきます。
	町民総オンライン化計画及び各集落公民館へのネット環境整備事業 （関谷航太）	様々なコミュニティで行われている会議を効率化させる、町からの配り物を減らすため、インターネットを活用する事業提案です。	文書配布や回覧板、一同に会しての会議は人のつながりを維持するために必要ですが、あまりに過剰であると負担感につながるため、会議のやり方を見直したり、配り物を減らすことで、負担を軽減させることは非常に重要なことだと考えております。町としては、インターネットの利用も1つの手段として、負担軽減と併せ、町からの情報を浸透させるための方法を含めた検討を行っていきます。

（※敬称略）

◆事業プランの詳細な内容については、町のホームページでご覧いただけます。

ご提案頂いた事業プランをそのまま実施することは難しいですが、事業プランのアイデアを活かしながら戦略を推進し、町の創生につなげていきたいと考えています。

住民一人ひとりが、コミュニティのために自分でも何かできることがあるのではないかと考え、面白いことがたくさん行われることが、町の創生につながります。このコンテストはそのきっかけであると考えています。

◆戦略等の詳細は、町のホームページでご覧いただけます。ご覧いただけない環境の方は、下記担当までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 佐久穂町役場　総合政策課　政策推進係
TEL0267-86-2553　FAX0267-86-4935　E-mail：seisaku@town.sakuho.nagano.jp

環境影響評価（環境アセスメント）とは③

長野県の環境影響評価条例が昨年の10月に改正され今年の1月から施行（改正後の適用）されました。改正になった内容も含め、環境影響評価（環境アセスメント）制度について3回シリーズでお知らせいたします。

3回目は環境影響評価と住民参加についてお知らせします。

環境影響評価制度は、環境保全に関する事業者と住民の方のコミュニケーションを義務付けることにより、事業者による十分な環境配慮を確保する手続です。それは、地域の実情を踏まえた意見等の提出により、より環境に配慮した事業とすることができるためです。

住民の方の参加方法は4つあります。**①環境影響評価図書の縦覧**、**②説明会への参加**、**③意見書の提出**、**④公聴会での公述**です。詳しくは次のとおりです。

①環境影響評価図書の縦覧

◎環境影響評価図書は、市町村庁舎等において閲覧することができます。

縦覧対象者象者	どなたでも
縦覧場所	県庁、地方事務所、市町村庁舎、事業者の事務所
縦覧期間	1月間
縦覧時間	8時30分～17時15分（県機関の場合）
図書の貸出	図書の貸し出しを受けることができます。
電子縦覧	環境政策課HPで閲覧可能

②説明会への参加

◎意見書の提出に際して、環境影響評価図書の内容をわかりやすく情報提供するため、事業者が説明会を開催します。

実施者	事業者
対象者	どなたでも
対象図書	方法書、準備書
開催の周知方法	市町村広報、チラシの配布など
開催日時、場所等	縦覧期間内で住民の方が参加しやすいよう設定

③意見書の提出

◎環境影響評価図書について、環境の保全の見地からの意見を提出することができます。

対象者	どなたでも
対象となる図書	配慮書、方法書、準備書、事後調査報告書
意見書を提出できる期間	方法書、準備書　【縦覧期間＋2週間】 配慮書、事後調査報告書　【縦覧期間】
意見の提出先	配慮書、方法書、準備書　【事業者】 事後調査報告書　【知　事】
意見の提出方法	持参、郵送、Eメール、FAX
意見の取扱い	意見の写しが、知事及び市町村長に送付される。 また、図書の中で意見に対する見解が記載される。

④公聴会での公述

◎住民の皆さんは、知事が必要に応じて開催する公聴会の場で、準備書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べることができます。

対象者	どなたでも
対象図書	準備書
公述するためには	公聴会の開催期日の2週間前までに、書面により申出
開催の周知方法	開催期日の4週間前までに、県HPなどで公告
情報公開	述べられた意見の概要は、県HPで公表

環境影響評価は、事業者が、住民等の皆さんや学識経験者などの専門家、関係する行政機関などからの幅広い意見や情報を聴きながら、事業計画を検討し、環境に配慮したよりよい事業を行うための制度です。

多くの皆さんの環境保全に関する情報や知識を事業計画に反映するため、環境影響評価の手続への積極的なご参加とご協力をお願いします。

平成27年度佐久穂町の各会計の歳入歳出決算が9月の定例議会で認定されましたので、一般会計を中心にお知らせします。

一般会計の歳入決算額は80億7697万円、歳出決算額は76億5879万円、当年度で事業が未完了であったため翌年度へ繰り越す財源が7001万円、歳入歳出を差し引いた実質収支は3億4817万円となりました。そのうち1億7500万円を公共施設等整備基金へ積み立て、残りの1億7317万円を28年度の一般財源として繰り越しました。

歳入　80億7,697万円

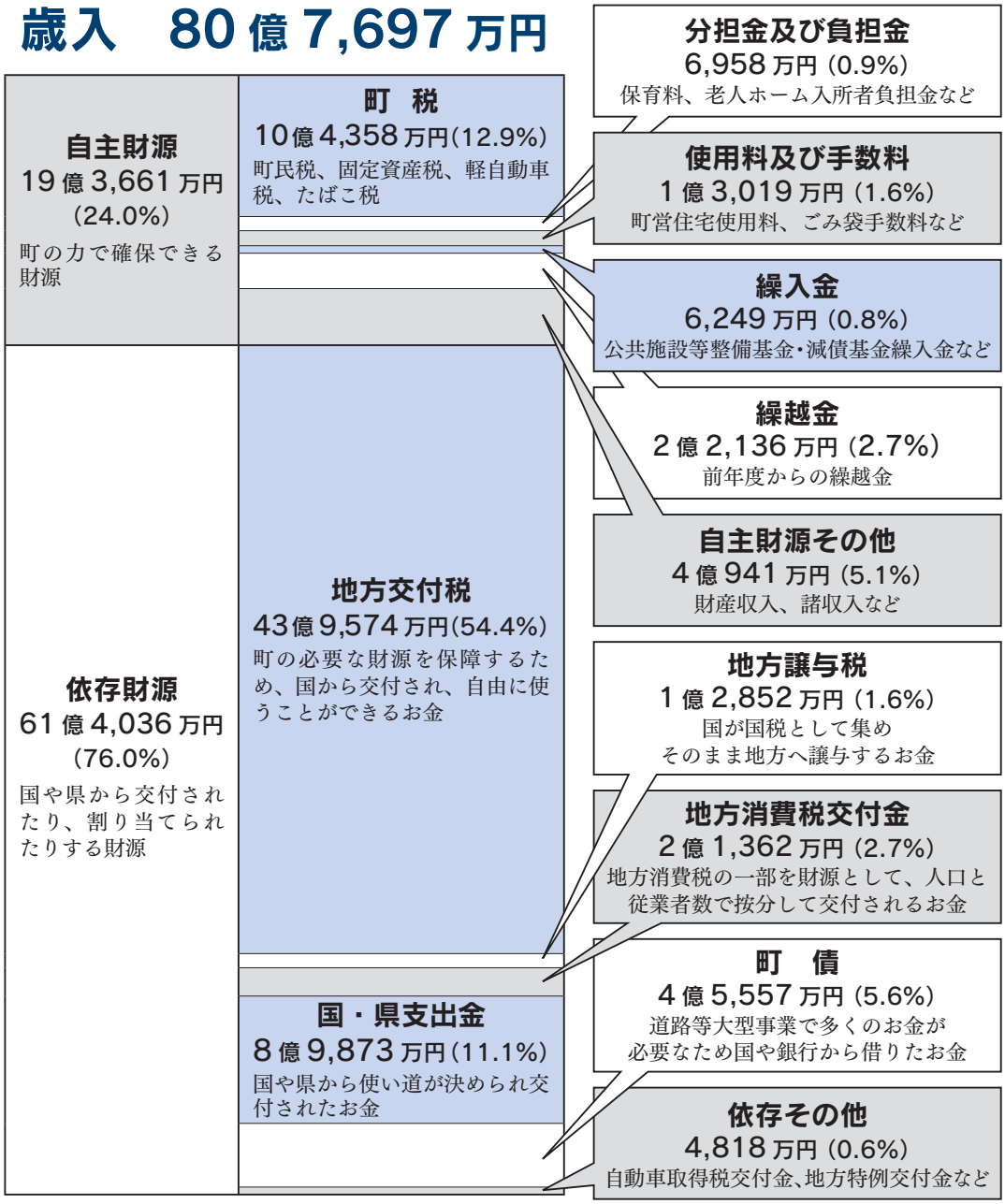

（単位：円）

会計区分	会計名	歳入	歳出	差引額
普通会計	一般会計	8,076,973,013	7,658,786,017	418,186,996
	住宅改修資金等貸付事業特別会計	9,562,463	9,542,848	19,615
特別会計	国民健康保険特別会計	1,560,732,676	1,556,050,950	4,681,726
	介護保険特別会計	1,299,016,600	1,281,664,733	17,351,867
	簡易水道事業特別会計	22,415,973	20,053,186	2,362,787
	農業集落排水事業特別会計	90,480,240	89,504,446	975,794
	住宅地造成事業特別会計	13,768,929	13,767,960	969
	老人保健施設特別会計	401,274,150	398,064,010	3,210,140
	索道事業特別会計	121,116,579	121,084,842	31,737
	後期高齢者医療特別会計	119,982,739	119,680,869	301,870
病院事業特別会計	収益的収入及び支出	1,603,075,130	1,673,696,492	－70,621,362
	資本的収入及び支出	759,721,225	820,968,336	－61,247,111
		14,078,119,717	13,762,864,689	315,255,028

※病院事業会計における資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。
（病院事業会計は、6月議会で認定されております。）

平成27年度 一般会計決算報告

歳出　76億5,879万円

経常的経費
53億882万円
（69.3%）
毎年度持続して、固定的に支出される経費

臨時的経費
23億4,997万円
（30.7%）
一時的・偶発的に支出される経費、規則性のない経費

義務的経費
33億7,923万円
（44.1%）
支出が義務づけられ、任意に節減できない硬直性の高い経費

その他経費
42億7,956万円
（55.9%）
義務的経費以外の経費

人件費
12億566万円（15.7%）
職員給、特別職給与、議員報酬など

公債費
16億5,823万円
（21.7%）
過去に借り入れた地方債の元利償還金

補助費等
8億9,245万円（11.7%）
区補助金、佐久広域等負担金など

物件費
9億7,848万円（12.8%）
臨時職員賃金、需用費、役務費など

普通建設事業費
6億2326万円（8.1%）
道路改良事業など

繰出金
14億8,711万円
（19.4%）
国保等特別会計、南佐久環境等繰出金

扶助費
5億1534万円（6.7%）
福祉医療費、児童手当など

維持補修費
5866万円（0.8%）
庁舎等町内施設維持修繕費など

貸付金等
7012万円（0.9%）
宅造会計貸付金など

積立金
1億6948万円（2.2%）
財政調整・公共施設整備積立金など

歳入

歳入総額は前年度より11億7556万円の減となっています。

主なものとしまして、地方消費税交付金では前年度比8933万円（71・9%）増の2億1362万円となりました。

一方、統合小中学校整備事業が完了となったことにより、国庫支出金は前年度より4億1411万円（44・8%）減少し、5億929万円となりました。また、繰入金についても公共施設等整備基金繰入金が減り、前年度より2億5755万円（76・7%）減の6249万円となっています。同様に地方債の借入も減り、前年度比5億2295万円（53・4%）減少しています。

歳出

歳出総額は、前年度より12億1738万円の減となっています。

主なものとしまして合併特例債、臨時財政対策債などの償還額が増えたため、公債費で前年度比3億8965万円（30・7%）増額となりました。

一方、普通建設事業費は統合小中学校整備事業が完了となったことにより、大幅減となり、前年度比14億1432万円（69・4%）の減額となっています。また、積立金は公共施設等整備基金、減債基金への積立額が減ったため、前年度比1億837万円（39・0%）減額となりましたが、各積立金の合計で1億6948万円を積み立てました。

町の財政を一般家庭の家計に例えたら

（26 年度年間総収入 500 万円の家庭を基準に想定）【27 年度決算】

町の財政状況（一般会計）

歳入	町税	10 億 4358 万円
	諸収入、分担金・負担金、財産収入など	6 億 918 万円
	地方交付税、国県支出金など	56 億 8479 万円
	繰入金	6249 万円
	繰越金	2 億 2136 万円
	町債	4 億 5557 万円
	合計	80 億 7697 万円
歳出	人件費	12 億 566 万円
	扶助費	5 億 1534 万円
	公債費	16 億 5823 万円
	普通建設事業費、維持補修費	6 億 8192 万円
	物件費	9 億 7848 万円
	補助費、貸付金	9 億 6257 万円
	積立金	1 億 6948 万円
	繰出金	14 億 8711 万円
	合計	76 億 5879 万円
町債残高		76 億 7533 万円
基金残高		74 億 6686 万円

一般家庭に例えた場合

			26年度
収入	給料	56 万円	58 万円
	パート収入	33 万円	33 万円
	両親・兄弟からの援助	307 万円	325 万円
	預金の取崩しなど	3 万円	14 万円
	前年の残り	12 万円	17 万円
	ローン借入れ	25 万円	53 万円
	合計	436 万円	500 万円
支出	食費	65 万円	67 万円
	医療費	28 万円	27 万円
	ローンの返済	90 万円	69 万円
	自宅の修繕・増改築	37 万円	115 万円
	消耗品・光熱水費・保険料・備品購入など	53 万円	52 万円
	親戚や友人への援助	52 万円	55 万円
	貯金	9 万円	15 万円
	家族への援助	80 万円	80 万円
	合計	414 万円	480 万円
ローン残高		415 万円	476 万円
貯金残高		404 万円	389 万円

ローンの返済（公債費）が最も多く全体の約 22％を占め、家族への援助（繰出金）が約 19％で続いています。ローンの返済により、ローン残高（町債残高）は大幅に減少しました。

食費と医療費、ローンの返済の 3 つは、義務的経費といって毎年、必ず支払わなければならないお金です。この負担が大きいほど家計のやりくりも大変になっていきます。また、自分で稼げる収入（給料＋パート収入）は昨年より若干減少し約 20％程度となっており、両親等からの援助に依存した家計になっています。収入全体では 64 万円減少していますが、両親兄弟からの援助（地方交付税・国県支出金）やローン借入（町債）が減っていることが大きな理由となっています。

ここ数年、少しでも暮らし向きが良くなるように努力してきた結果、「貯金が増え、借金が減る」という傾向にあります。しかし、合併算定替による特例措置が平成 27 年度から段階的に減少し、平成 31 年度をもって終了します。つまり、両親兄弟からの援助（地方交付税）が平成 26 年度に比べると約 27 万円が完全になくなってしまいます。今後、自宅の大規模な修繕等（橋梁の補修、小中学校の跡地利用、インターチェンジの建設、統合庁舎等）、避けて通れない大事業が予定されているため、両親兄弟からの援助で減った分を全て貯金でまかなうことは難しい状況です。収入を増やす努力も必要ですが、支出を減らす取り組みが今後一層大事になってくると思われます。

平成27年度に実施した主な事業

	主な事業	事業費（万円未満四捨五入）	事業内容
総務関係	街灯LED化事業	896万円	町内の街灯378灯をLED電球に交換。
	公有財産購入	2,467万円	旧八千穂小跡地購入費　6,091㎡
	デマンド交通の交付金	2,070万円	商工会運営への交付金　年間延べ利用者数22,805人。
	区活動への助成	1,341万円	町内58区へ区活動助成金の交付。
	特産品開発事業	1,320万円	特産品開発支援事業交付金、地域活性化事業委託。
	番号制度システム整備事業	2,335万円	制度施行に伴う庁内基幹系業務システムの改修整備。
	固定資産基礎調査資料整備事業	756万円	宅地比準地の再評価。
民生関係	臨時福祉給付金事業	1,846万円	消費税率引上げに伴う低所得者給付2,478人。
	高齢者福祉施設指定管理委託	814万円	「花の里ふれあい」「こまどり」。
	障がい者支援	2億5,664万円	サービス給付費、更生医療、補装具等。
	障がい者施設指定管理委託	1,090万円	障がい者福祉施設「陽だまりの家」指定管理委託。
	福祉医療費	6,066万円	0歳～高校生、障がい者等の一定資格者2,360人対象。
	出生祝い金	360万円	第1・2子5万円、第3子以降10万円　出生数59名。
	学童クラブの運営	1,364万円	2箇所で運営、年間延べ利用者数12,353人。
	児童館の運営	429万円	旧中央小で運営、年間延べ利用者数6,892人。
	児童手当	1億5,885万円	児童手当の支給。
	子育て世帯臨時特例給付金	378万円	消費税率引上げに伴う子育て世帯給付1,260人。
	保育園の運営	8,939万円	栄、海瀬、八千穂の3園で運営。
衛生関係	福祉と健康のつどい	99万円	町内外各種団体等の協力のもと約1,200人が参加。
	予防接種	2,198万円	乳幼児予防接種、インフルエンザ。
	各種検診等の実施	3,287万円	集団検診953人、町民ドック624人等。
	母子保健事業	738万円	妊婦健康診査助成延べ1,022人、子育てランド等の実施。
	合併処理浄化槽設置	332万円	合併処理浄化槽設置補助金、9基。
	花のまちづくり事業	181万円	町内の地域団体に花苗を配布　68団体。
	一般廃棄物処理事業	1億2,479万円	可燃ゴミ焼却は民間事業者委託。
農林関係	青年就農給付金事業	2,250万円	始めて5年以内の新規青年就農者への交付金、15名。
	繰越農作物等災害緊急対策事業	6,735万円	雪害倒壊のパイプハウス等への撤去・再建補助。
	中山間地域農業直接支払事業	2,844万円	遊休荒廃農地の発生防止等により優良農地を確保50集落。
	農作物鳥獣害防止対策	121万円	農家等による柵等設置に対する補助。小規模型、組織型。
	有害鳥獣の駆除	1,294万円	農林業被害を防ぐため捕獲報償金　シカ1,244頭捕獲等。
	森林造成事業	6,283万円	町有林間伐38.57ha、白樺の森景観形成2.5ha。
	町単土地改良	6,311万円	農道や農業用水路等の改修工事17ヶ所。
商工関係	プレミアム商品券の発行	1,995万円	商工会への補助金、2億円分販売。
	中小企業支援対策事業	105万円	振興資金利子補給金、保証料補給金等。
	水道管布設替工事	1,197万円	八千穂高原別荘専用水道に係る工事、L＝489m。
	古谷保養センター事業	602万円	指定管理委託、施設修繕。
	自然環境整備支援事業	693万円	自然園鳥獣被害防護柵整備工事。
	八千穂高原自然園	214万円	4～11月営業、来園者数13,397人。
土木関係	町単道路維持改良工事	4,236万円	地区要望箇所を精査、道路改良工事等17ヶ所。
	辺地対策事業	6,731万円	地区要望箇所を精査　道路改良工事等6ヵ所。
	都市再生整備計画事業	5,282万円	都市再生整備計画に基づく道路整備。工事請負4件。
	高速道路推進事業	8,345万円	物件補償2件、工事請負12件。
	補助橋梁維持改良事業	3,000万円	橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕。
	町道の除融雪委託	1,959万円	町内業者へ除融雪業務委託　出動時間742時間。
消防関係	消防ポンプ付軽積載車購入	780万円	小型動力ポンプ付軽積載車購入、2台。
	消防団等の経費	5,300万円	消防団活動の経費 分団数7。
教育関係	スクールバス運行委託料	1,340万円	遠距離通学児童・生徒に係るスクールバス運行委託。
	小中一貫教育推進講師配置	2,089万円	小中一貫教育に向けた、小中乗り入れての学習実践。
	英語サポート事業（NLT派遣）	1,053万円	小中学校での英語教育推進のため、NLT2名を配置。
	成人式	34万円	8月15日に茂来館で開催し　123名が出席。
	図書館の運営事業	1,235万円	図書の購入等。
	美術館の運営事業	572万円	作品展示替え、テレビ・新聞等による宣伝広告、施設管理。
	公園の運営事業	938万円	元気が出る公園等の管理運営費　5公園。

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」に対する意見を募集します

現在の第１次総合計画が 2016 年度（平成 28 年度）をもって計画期間を終了することから、新たな「第２次佐久穂町総合計画」の策定を進めています。

この計画は、佐久穂町の将来像を描き、これからの新しい時代に対応する総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間です。

このたび概略案を作成しましたので、住民の皆さんからのご意見（パブリックコメント）を募集します。

お寄せいただいたご意見は、総合計画審議会で審議にあたっての参考として活用させていただきます。

1. 掲載する資料

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」

2. 募集期間

平成28年10月27日（木）～平成28年11月9日（水）（必着）

3. 意見を提出できる方

佐久穂町内に在住・在学・勤務する方や町内に事業所がある法人など関係者の皆様

4. 意見の提出方法等

提出方法は任意ですが、住所･氏名を必ず記載の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

・郵送：〒384-0697
　南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
　佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係あて
・FAX：0267-86-4935
・電子メール：seisaku@town.sakuho.nagano.jp
・持参：総合政策課 政策推進係（佐久庁舎２階）

5. その他

郵送、FAX 及び電子メールで提出された場合、受付確認の返信はありません。

お寄せいただいたご意見は、総合計画審議会に提示させていただきますが、審議会から個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」

1 佐久穂町が目指す姿

（1）将来像

自律し多様なコミュニティが
人々のくらしを支え、
挑戦や行動を支援するまち

私たち住民一人ひとりの暮らしは、家族、集落、企業、NPO、行政など、地域の多様な主体による活動によって支えられています。

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化、産業の衰退、行財政の縮小等が加速度的に進むことが予想されますが、何より懸念されるのは、家族や地域をはじめとする「コミュニティ」の崩壊です。

佐久穂町には、各集落における活動や健康管理事業など、先人達が生活の中で培ってきた人と人、世代と世代の「つながりや信頼」、その源泉である多様な「コミュニティ」が今も健在しています。それがこの町の資源であり魅力です。

そこで、その「つながりや信頼」を再度、住民と町が力を合わせ磨き上げ、**自律し多様なコミュニティ**が形成され連携して**暮らしを支える**ことで、住民がいつまでも安心して暮らせるまちを実現していきます。

そのために、住民はまちづくりの担い手として、「自分にできることは何か」を考え、地域課題の解決に向けて**挑戦や行動**を一歩踏み出す。町は、住民のその**挑戦や行動**を全力で**支援する。**

住民と町の協働により、地域の生活基盤や経済を維持・発展させ、将来にわたって持続可能な町の構築を目指します。

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」に対する意見を募集します

（2）人口目標

平成 38 年度（2026 年）　9,948 人

【説 明】
人口の減少は日本全国で深刻な課題となっていますが、人口減少を抑制することは大変難しく、ある程度の人口減少は受け入れざるを得ません。国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計では、計画の目標年次の 2026 年には町人口は 9,497 人まで減少すると見込まれています。町全体が一丸となり施策を展開し、人口減少のスピードをなるべく抑え、目標人口を維持することを目指します。

本町が平成 27 年度に策定した人口ビジョンに基づき、平成 38 年度（2026 年）における目標人口を 9,948 人と設定します。

佐久穂町の将来人口の試算

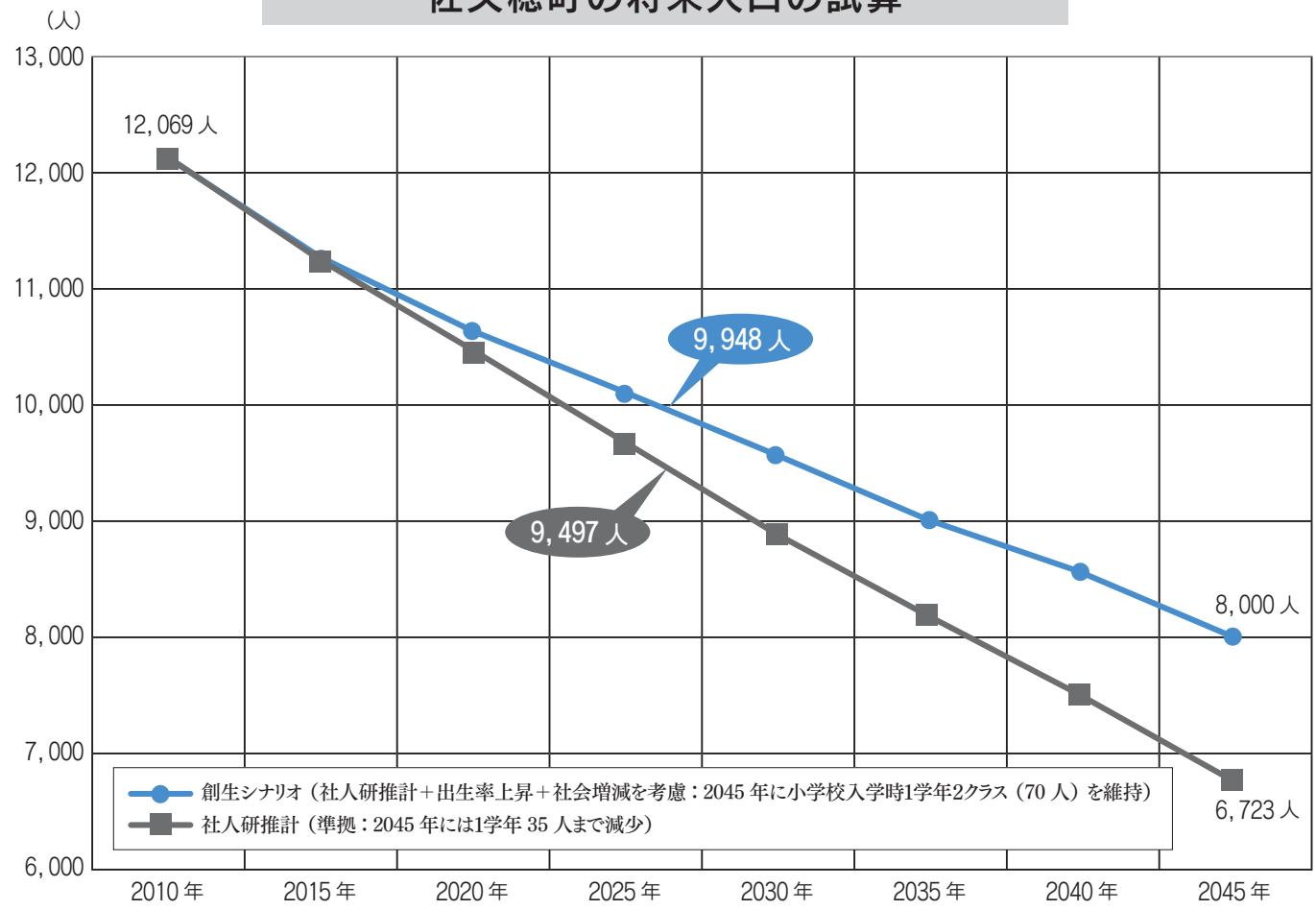

※ 30 年後の佐久穂町を想定し、2045 年までに設定。

（単位：人）

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
創生シナリオ	12,069	11,239	10,629	10,054	9,522	9,012	8,520	8,000
社人研推計に準拠	12,069	11,215	10,420	9,646	8,902	8,175	7,456	6,723

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」に対する意見を募集します

❷ 計画の体系と戦略の方針

（1）計画の体系

基本構想

将来像

自律し多様なコミュニティが人々のくらしを支え、挑戦や行動を支援するまち

重点戦略A
住み続けたいを守る持続可能なまちづくり

重点戦略B
選ばれ誇りを養う子育て・教育のまちづくり

重点戦略C
地域に根差した活力ある産業のまちづくり

基本戦略
安心・安全、快適なまちづくり

まちづくり戦略

基本計画

まちづくり戦略	展開する施策の名称	
重点戦略A	施策1　住民と行政の協働 施策2　定住・移住・交流の推進 施策3　高齢者福祉の充実 施策4　障がい者福祉の充実	施策5　健康づくり、予防対策の推進 施策6　生涯学習、スポーツの推進 施策7　文化・芸術の振興 施策8　人権尊重、男女共同参画の推進
重点戦略B	施策9　出産・子育て支援の充実	施策10　学校教育の充実
重点戦略C	施策11　農業の振興 施策12　林業の振興 施策13　商工業の振興、雇用・起業支援	施策14　観光の振興 施策15　地域資源を活かした仕事の創出
基本戦略	施策16　社会インフラの維持管理 施策17　防災対策の推進 施策18　土地利用と自然環境、景観形成	施策19　循環型社会の推進 施策20　交通安全・防犯対策 施策21　持続可能な行財政経営

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」に対する意見を募集します

（2）まちづくり戦略

目指す将来像を実現するため、次の４本のまちづくり戦略に沿って、行政内の部門を超えた連携と、多様な主体との協働によって将来像の実現を目指します。

重点戦略Ａ　住み続けたいを守る持続可能なまちづくり（地域コミュニティ）

たとえ高齢者のみの小さな集落であっても「住み続けたい」という意思を尊重し、そこに住み続けられる環境を、様々な地域コミュニティの力で担保することを目指します。

そのためにまず、今、地域コミュニティが置かれている実態をみんなで把握し、集落運営の支援や必要であれば集落再編を行います。さらに、行政区の機能に関すること以外に、住民相互や行政との協働によるケア体制の強化、Ｕ・Ｉ・Ｊターンや定住促進、集落の歴史や文化を大切にし「住みやすい」、「住み続けたい」という愛着を育む地域コミュニティの継承、創造を目指します。コミュニティを面倒なものと捉えずに、佐久穂型コミュニティで幸せと楽しみを増やし、ワクワクしながら明日を待つ。そんな人たちがたくさんいる町を目指します。

施策１　住民と行政の協働

集落運営に対する支援や組織再編、小さいコミュニティを繋ぎ大きな解決力を導くネットワークづくり、地域コミュニティのリーダー育成に係る取組を行います。

施策２　定住・移住・交流の推進

Ｕ・Ｉ・Jターン者、二地域居住者等を、積極的かつ温かく迎え入れる気運を醸成し、交流による地域の活性化でコミュニティ運営の安定・向上を図ります。

施策３　高齢者福祉の充実

地域コミュニティの力で助け合いが起こりやすい環境、システム整備を推進します。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けられるケア体制づくりを支援します。

施策４　障がい者福祉の充実

障がい者の生活基盤の「自立」を目指す支援をします。仕事を通じた地域との交流の機会を増やすとともに、地域で障がい者の特性を理解し合う活動を支援します。

施策５　健康づくり、予防対策の推進

健康で生き生きとした生活習慣づくりを推進します。地域の医療機関や高度医療機関とのより一層の連携強化を図ります。

施策６　生涯学習、スポーツの推進

生涯にわたり自ら学び続けることができる学習活動の場を提供します。スポーツを通じて仲間づくりや地域の連帯感を深める活動を支援します。

施策７　文化・芸術の振興

地域のアイデンティティを育む景観やまちなみの保全・活用によるコミュニティの活性化、伝統

行事や風習、文化芸術資源を中心としたつながりを継承、醸成する取組を支援します。

施策８　人権尊重、男女共同参画の推進

人権教育の充実と人権意識の高揚に努めます。男女がお互いに個性と能力を十分発揮できる社会の構築に向けて、男女の固定的な役割分担意識に捉われない男女共同参画を育む環境づくりを進めていきます。

重点戦略Ｂ　選ばれ誇りを養う子育て･教育のまちづくり（子育て･教育）

子育て中の親と、それを取り巻く周囲の人々の世代を越えたコミュニティの力で、極めて充実した子育て・教育環境を形成し、佐久穂町を選び、産み、育ち、住み続ける誇りと魅力づくりを目指します。

そのためにまず、親子に寄り添うコミュニティの拠点づくり、生きる力を涵養する保育や乳幼児教育など制度や環境等の構築を行います。さらに、小中一貫教育校を柱とした、子どもたちがこの町に住む魅力に気づき、将来町に戻ってくる動機を養う愛郷教育・キャリア教育、スポーツや文化等の校外活動を住民みんなの力を合わせて推進していきます。

施策９　出産・子育て支援の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点と子育て支援コーディネーターを設置する取組を進めます。また、多様な保育サービスの拡充や、生きる力（非認知能力※や生活習慣）を身につけるための事業を推進します。

※非認知能力：学力では測れない協調性や忍耐力、計画性、粘り強さ意欲などの生きるために必用な特性

施策10　学校教育の充実

佐久穂小・中学校の児童生徒、教師、親や地域住民が共に学びあうコミュニティを形成し、この町に誇りを持ち、住み続けたいと思う子どもを地域ぐるみで育みます。地域と学校が連携・協力して進める取組をさらに推進します。

重点戦略Ｃ　地域に根差した活力ある産業のまちづくり（地域経済創造）

地域に根差した「しごと」、「なりわい」を重視し、若い人々の起業や事業をコミュニティの力で支援します。地域に根差した「しごと」や「なりわい」を育てることで、まちの成長に役立つ地域ブランドを構築します。また、主に１次産業や食品加工で外貨を獲得し、地域のみんなが稼いだお金を地域で循環させ地域経済を創造します。

その為にまず、自然や人、インフラや産業等の地域資源を棚卸し、コミュニティによる事業ふ化の仕組みづくりを行います。

さらに、出産・子育て世代の女性の「しごと」の確保を支援し、女性の能力が充分に発揮される機会を創ることを目指します。

施策11　農業の振興

従来からまちに根ざしている農業の技術を守り、農地を維持し次世代に継承していくための取組に対して支援を行います。また、自然の力を活かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、町産物のブランドの確立、６次産業化の推進等により、多様な農業の振興を目指します。

施策 12　林業の振興

豊富な森林資源の循環利用に努めます。カラマツ木材等の活用可能性を調査し、地域資源の新たな付加価値を見出し、大学や企業の研究開発や新たな取組の展開を支援します。

施策 13　商工業の振興、雇用・起業支援

地域に根ざした「しごと」、「なりわい」を重視し、若い人々の起業や雇用をコミュニティの力を活用して支援します。「地域のみんなが稼いだお金を地域で循環」させる地域内資金循環の仕組みを検討します。

施策 14　観光の振興

中部横断自動車道の当町までの開通により、交通網が充実することから、観光資源の魅力向上と、ソフト事業の充実により交流・滞在型観光の促進を図るとともに、情報発信を強化します。

施策 15　地域資源を活かした仕事の創出

町の優れた特産品を使った料理や商品、ギフトセットが開発されブランド化する事業が展開されています。地域資源や町のくらしに根差す様々な分野で事業者や住民が連携し、ブランドとして確立、発信する取組を支援します。

基本戦略　安心、安全、快適なまちづくり

３つの重点戦略の推進に当たっては、住民一人ひとりが安心・安全に暮らせる環境整備を進めることが基本となります。

美しい自然と調和した適切な土地利用を推進し、道路や上下水道などの都市基盤を維持・整備し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、超高齢社会にも対応した快適で便利な生活環境の充実を図ります。

施策 16　社会インフラの維持管理

社会資本の老朽化が進み、補修や長寿命化が必要となっています。また、これまでに整備してきた公共施設の用途の見直しや統廃合、新たな利活用の検討を計画的に進めます。

施策 17　防災対策の推進

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とした取組を推進します。また、平常時から大規模災害に対する事前の対策や被災後のいち早い復興の方策の検討を進めます。

施策 18　土地利用と自然環境、景観形成

秩序・均衡ある計画的な土地利用を推進するとともに、森林地域を適正に管理し、豊かな自然を未来に継承します。景観やまちなみの継承、形成を支援し、快適で利便性も高い土地利用を図ります。

施策 19　循環型社会の推進

環境保全に関する取組みや、循環を基本とした廃棄物を出さない取組みを推進します。地域資源を活かした水力発電など、再生可能エネルギーによる発電事業の取組みを支援します。

施策 20　交通安全・防犯対策

住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上を図ります。また、関係機関と連携し、消費者保護も含めた防犯意識の高揚や、犯罪の未然防止に努めます。

施策 21　持続可能な行財政経営

行政の限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的に機能させた行財政運営を維持しながら、多様化する住民ニーズに応える施策を推進します。

（3）財 政 計 画

町の財政状況は、国の地方分権改革の推進による補助金の削減、交付税の減額など厳しい状況におかれています。自主財源である町税の増加は見込めず、歳入の半分以上を地方交付税に頼っている現状から、既存事業の見直しと節減を行い、健全な財政計画を推進します。

普通会計の財政計画（推計）

実績←｜→推計値　（単位：千円・%）

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
歳入	町税	1,043,580	1,021,390	1,024,000	1,018,000	1,008,000	1,000,000	991,000
	地方譲与税等	390,319	319,959	303,000	303,000	303,000	303,000	303,000
	地方交付税	4,395,738	4,073,550	3,978,000	3,817,000	3,645,000	3,486,000	3,420,000
	国・県支出金	898,732	1,017,703	904,000	675,000	862,000	626,000	626,000
	地方債	455,570	514,725	342,000	342,000	342,000	342,000	342,000
	その他	879,636	1,323,011	1,076,000	1,076,000	1,076,000	1,076,000	1,076,000
	歳入合計 A	8,063,575	8,270,338	7,627,000	7,231,000	7,236,000	6,833,000	6,758,000
歳出	義務的経費	3,373,894	3,331,758	3,234,000	3,052,000	3,021,000	2,873,000	2,744,000
	人件費	1,198,756	1,264,661	1,218,000	1,214,000	1,202,000	1,185,000	1,155,000
	扶助費	515,336	514,192	530,000	537,000	544,000	551,000	558,000
	公債費	1,659,802	1,552,905	1,486,000	1,301,000	1,275,000	1,137,000	1,031,000
	普通建設事業費	623,255	698,069	773,000	746,000	795,000	741,000	785,000
	その他	3,648,220	3,992,401	3,641,000	3,628,000	3,566,000	3,475,000	3,492,000
	歳出合計 B	7,645,369	8,022,228	7,648,000	7,426,000	7,382,000	7,089,000	7,021,000
差引（A－B）C		418,206	248,110	△34,000	△21,000	△195,000	△146,000	△256,000
財政調整基金対応額				34,000	21,000	195,000	146,000	256,000
実質公債費比率		7.9	7.8	8.4	7.8	7.7	7.7	7.6

「第２次佐久穂町総合計画基本構想（概略案）」に対する意見を募集します

はじまります!!

まだ申し込み可能です!!

持ち物

- 問診票（あらかじめ記入）、健康保険証、健康手帳、尿検査容器（全員）、便検査容器（40 歳以上）
- 健診料 1,000 円（肺レントゲンのみ：無料）
- 40～74歳の方は、特定健診受診券または特定健診相当額（3,500 円）が必要になります。（ただし、加入保険によって特定健診料の一部負担金が追加になる事があります）

健診はおよそ２時間程度で終了します。
短時間で健診が終了できるように個別に受付時間を設定させていただいております。
ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】役場佐久庁舎　健康福祉課 健康づくり係　86-2525（代表）

月　日	対象地区	受付時間	会場
12 月 1 日(木)	余地・かさなり・川久保・館・旭	8:45 ～ 10:45	婦人研修センター
	大日向全域	13:00 ～ 15:00	
12 月 2 日(金)	柳町・みどり町・三本木・雁明・榎田・桜町	8:45 ～ 10:45	
	相生町・宿岩・中川原	13:00 ～ 15:00	
12 月 5 日(月)	海瀬新田・下海瀬・赤屋・花岡・東町	8:45 ～ 10:45	
	四ツ谷・羽黒下・平林	13:00 ～ 15:00	
12 月 6 日(火)	上全域	8:45 ～ 10:45	
	畑ヶ中・曽原	13:00 ～ 15:00	
12 月 7 日(水)	全町	16:00 ～ 19:00	

集団健康診査が

11 月 22 日（火）から 12 月 7 日（水）までの期間、集団健康診査が行われます。
健診を申し込まれた皆さんへは、健診日・受付時間の個別通知と問診票を事前にお送りします。
新たに申込みをされる方・健診日時の変更がある方は、必ず事前に **健康づくり係【TEL86 － 2525 ㈹】**までご連絡ください。

※ H28 年 4 月から H29 年 3 月にかけて、町のドック・施設健診を受診される方は対象外となります。

町の健診で受けることができる検査項目

●胸部レントゲン検査　●心電図検査　●血液検査　●尿検査　●計測
●内科診察　●歯科検診　（40 歳以上の方：便潜血検査、眼底検査）など
※胸部レントゲン検査のみでも受診ができます。

日程

～各地区の実施日、持ち物等ご確認の上、会場までお越しください～

月　日	対象地区	受付時間	会場
11 月 22 日㈫	八郡・松井・馬越・柳沢・大石川	8:45 ～ 10:45	八千穂福祉センター
	崎田・穴原・中央・高岩・筆岩	13:00 ～ 15:00	
11 月 24 日㈭	中畑・大久保・上野・佐口・城山	8:45 ～ 10:45	
	清水町・千ヶ日向・大石・八千穂高原	13:00 ～ 15:00	
11 月 25 日㈮	女性限定の日（託児付き）	8:45 ～ 10:45	
	うそのくち・天神町・宮前	13:00 ～ 15:00	
11 月 29 日㈫	上畑・大門・高根・下畑	13:00 ～ 15:00	
	全町	16:00 ～ 19:00	

パパとママの子育てセミナー

ー 家庭からの男女共同参画 ー

～パパとママが互いに寄り添い、育児を充実させるために～

出産を契機に、パパとママの意識がずれてしまう事は少なくありません。ママはホントはどんなことを求めているのか。パパはそれをどう受け止めたらいいのか。

パパがどうしたらママの気持ちに寄り添えるかをワークショップで一緒に考え、夫婦で答え合わせをしながら子育てについて考えるセミナーです。

子育て中のカップルの皆さん、出産を控えてこれからパパママになる皆さん、こういう講座に興味のある皆さん、一緒に「パパとママの子育てセミナー」に参加してみませんか？

ご夫婦一緒での参加が望ましいですが、もちろんママだけ、パパだけでもかまいません。

日　時 ◆ 平成 28 年 11 月 13 日 (日)
午後 1 時～ 3 時

場　所 ◆ 佐久穂町 生涯学習館（花の郷 茂来館）

講　師 ◆ アイナロハ代表取締役 **渡辺 大地さん**

その他 ◆ 参加料無料　託児所あり

＊託児所のご利用をご希望する方は、人権政策係 (86-2525) まで事前にご連絡願います。

○主催：佐久穂町・佐久穂町教育委員会
○後援：さわやか佐久穂町ネットワーク

お問合せ先：佐久穂町役場 住民税務課 人権政策係 TEL 86-2525 (内線 120)

防災行政無線で全国一斉の伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。
この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）(※)を用いた訓練で、佐久穂町以外の市町村でも同様の訓練が行われます。

（1）訓練実施日時　平成28年11月29日（火）
11時00分ごろ

（2）実施する訓練内容

情報伝達手段	内　容
防災行政無線を使用した試験放送	町内に設置されている屋外スピーカーとご家庭の戸別受信機から、次のメッセージが一斉に放送されます。 【放送される内容】 （上りチャイム音） 「これは、テストです。」×３回 「こちらは、広報さくほまちです。」 （下りチャイム音）

（※）Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

役場　総務課 庶務係　電話 86－2525

— 平成 28 年分 —

青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を次のとおり開催いたします。

説明会で使用する資料は、当日会場で配付し、講師は税務署職員（又は税務署が依頼した税理士）が行います。

なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されますので、併せてご覧ください。

1 営業・不動産所得関係

開催月日	時　間	会　場	対象地区
12 月　1 日（木）	午後 2 時～ 4 時	佐久市佐久平交流センター（佐久市佐久平駅南 4-1）	佐久市（佐久地区）
12 月　2 日（金）	午後 2 時～ 4 時	佐久穂町商工会本所（佐久穂町大字高野町 561-1）	佐久穂町
12 月　5 日（月）	午後 2 時～ 4 時	小諸市文化センター第一講義室（小諸市甲 1275-2）	小諸市、御代田町
12 月　6 日（火）	午後 2 時～ 4 時	小海町役場 2 階大会議室（小海町大字豊里 57-1）	小海町、南相木村、北相木村
12 月　7 日（水）	午後 2 時～ 4 時	臼田町商工会館（佐久市臼田 2207-1）	佐久市（臼田地区）
12 月　8 日（木）	午後 2 時～ 4 時	軽井沢町商工会館（軽井沢町中軽井沢 9-3）	軽井沢町
12 月 12 日（月）	午後 2 時～ 4 時	浅科商工会館（佐久市甲 1190-3）	佐久市（浅科地区・望月地区）、立科町
12 月 13 日（火）	午後 2 時～ 4 時	川上村商工会館（川上村大深山 542）	川上村、南牧村

2 農業所得関係

開催月日	時　間	会　場	対象地区
12 月　1 日（木）	午前 10 時～ 12 時	佐久市佐久平交流センター（佐久市佐久平駅南 4-1）	全市町村

※ 各会場とも、駐車場のスペースに限りがあります。
※ 対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

お問い合わせ先　**佐久税務署**（担当部門：個人課税第一部門）
電話 0267-67-3460（代表）※ 自動音声案内に従い「2」をお選びください。

佐久税務署より 平成 28 年分 年末調整説明会のお知らせ

給与所得者に係る年末調整説明会を下記の日程により開催いたします。

なお、説明会では「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明いたしますので、ご出席の際にはお持ちいただきますようお願い申し上げます。

また、年末調整関係用紙及び法定調書の用紙が不足する場合には、説明会会場でお渡しいたしますので、会場受付について担当にお申し付けください。

開催日	開催時間	開催場所
11 月 15 日（火）	10:00 ～ 12:00	佐久市佐久平交流センター（大ホール） 佐久市佐久平駅南 4-1
11 月 15 日（火）	14:00 ～ 16:00	佐久市佐久平交流センター（大ホール） 佐久市佐久平駅南 4-1
11 月 16 日（水）	14:00 ～ 16:00	佐久市コスモホール（大ホール） 佐久市下小田切 124-1

※上記のいずれかの会場にご出席ください。

（説明会についてのお問合せ先）　佐久税務署　代表電話番号 0267-67-3460

自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

注）用紙は従来通り税務署の窓口でもお受け取り頂けますが、一部の用紙につきましては、国税庁のホームページから各種用紙のダウンロードやコピーにより使用することができますので、是非ご利用ください

4月9(日)日は 佐久穂町長選挙 佐久穂町議会議員一般選挙です。

平成 28 年９月２日（金）に開催されました町選挙管理委員会９月定例会において、平成 29 年４月 16 日の任期満了に伴う佐久穂町長選挙及び佐久穂町議会議員一般選挙の日程について下記のとおり決定しました。

この選挙は私たちの生活と密接に関わる最も身近な代表者を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

投開票日　平成 29 年４月９日（日）

告示日　平成 29 年４月４日（火）

国民健康保険被保険者の皆様へ

10 月は、保険証の更新月です

10 月 1 日から保険証が新しくなりました。

- 今回送付しました保険証の有効期限は、平成 29 年 9 月 30 日までです。
- 世帯主の方に、その世帯の国保加入者全員分をまとめてお届けしています。
- 医療機関等で受診される際には、必ず新しい保険証を提示してください。

（新）一般「藤色」
退職「クリーム色」(退)と表示

国民健康保険被保険者証　有効期間　平成 29 年 9 月 30 日
記号　さくほ　番号　○○○○○
氏名　佐久穂（サクホ）　町男（マチオ）　性別　男
生年月日　昭和○○年○○月○○日
取得年月日　平成○○年○○月○○日
交付年月日　平成２８年１０月　１日
主住所　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地
世帯主　佐久穂　町男
保険者番号　2 0 0 1 9 6　保険者名　佐久穂町　印

（旧）一般「うぐいす色」
退職「オレンジ色」

国民健康保険被保険者証　有効期間　平成 28 年 9 月 30 日
記号　さくほ　番号　○○○○○
氏名　佐久穂（サクホ）　町男（マチオ）　性別　男
生年月日　昭和○○年○○月○○日
取得年月日　平成○○年○○月○○日
交付年月日　平成２７年１０月　１日
主住所　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地
世帯主　佐久穂　町男
保険者番号　2 0 0 1 9 6　保険者名　佐久穂町　印

保険証の有効期限は、年齢等による例外もありますのでご了承願います。

社会保険等に加入している場合や転出される場合は、届け出の際、国保の保険証を必ずお返しください。

※緑色の高齢受給者証は、10 月 1 日以降も使用できます。受診の際には、保険証とともに提示してください。

第三者行為による
交通事故などでケガ・病気の治療を受けたときは、必ず連絡を

- 国保の担当窓口へ速やかに連絡してください
- 医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを正しく伝えてください

示談を結ぶ前に連絡を	加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず国保担当にご連絡ください

※国民健康保険の各種申請や届出には、印鑑・本人確認のできるもののほかにマイナンバーのわかるものが必要です。

お問合せ先：住民課（国保年金係）国保担当　電話 86-2527 まで

佐久穂町「信州ひすいそば」収穫祭

～大日向で里山の味覚を楽しもう～

実りの秋を迎え、今年も大日向で収穫祭を開催します。当日は信州ひすいそばの試食、豚汁やお餅の振る舞い、野菜や果物などの直売など特産品の販売を予定しています。ご家族そろって是非おでかけください。

日時　平成28年 11月13日(日) 11:00～14:00

会場　大日向 旧佐久東小学校

【イベント・販売など】
- 信州ひすいそば試食サービス（300 食）
- 豚汁の振る舞い
- そば打ち体験　●餅つき体験
- 野菜・果物などの特産品販売

☆品切れの際はご容赦ください。

主 催／佐久穂町産業振興課　☎88－2525
共 催／さくほジーバ共和国、佐久穂町そば組合、佐久穂町そば打ち愛好会、大日向区、佐久穂町農産物直売所の会、山村テラス

町では、大日向地区で長野県野菜花き試験場が 10 年の歳月をかけて開発した、そばの新品種「信州ひすいそば」の栽培を進めています。

そば打ち講習会の開催について

「信州ひすいそば」の振興を図ることを目的として「そば打ち講習会」を開催します。
初心者コースとレベルアップコースを開催しますので、そば打ちの上達を目指す方はもとより、初めての方も振るってご参加ください。

日　時	**平成 28 年 11 月 5 日 (土)** 10：00 ～ 15：00
会　場	佐久穂町婦人研修センター
募集人数	初心者コース・レベルアップコース　それぞれ 10 名程度
持ち物	・エプロン　・三角巾（または手ぬぐい） ・そば打ち道具のある方は道具をご持参ください。
申し込み方法	**平成 28 年 10 月 28 日 (金)** までに役場産業振興課農政係（☎ 88-2525）までお申込みください。

オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージがこめられています。

～子どもを虐待から守るために～

11月は児童虐待防止推進月間です。

佐久穂町教育委員会　こども課 子育て支援係 ☎ 86-4940

＊あなたにできること＊

○虐待と思われる事実を知ったときには通報してください。

○子育て中の親子に、やさしいまなざしをお願いします。

○子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに相談してください。

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴（なぐ）る、蹴（け）る、叩（たた）く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺（おぼ）れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅（おど）し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や町の相談窓口にご連絡ください。

児童相談所全国共通３桁ダイヤル　✆１８９（いちはやく）

長野県からのお知らせ

「長野県子どもを性被害から守るための条例」が交付・施行されました

平成 28 年 6 月長野県議会定例会において、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が可決され、規制項目に係る規定（第 17 条から 20 条）を除き 7 月 7 日に交付・施行されました。

条例制定の背景

長野県は、これまで全国の都道府県の中で唯一、いわゆる青少年保護育成条例を持たず、住民活動、事業者の自主規制、行政の啓発により、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできました。

しかし、近年、大人のモラルの低下やインターネット、携帯電話等の情報通信機器等の発展・普及など、子どもをとりまく社会環境の大きな変化による子どもの性被害に対する懸念を受け、県では平成 25 年 5 月に「子どもを性被害等から守る専門委員会」を設置し、子どもを性被害から守るための取組に関して検討してきました。

子どもを性被害から守るための取組み

① 人権教育・性教育について
② インターネットの適正利用について
③ 相談体制・居場所について

この条例により、子どもを性被害から守るための取組に関して県の責務等を明らかにし、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策、規則を定めるなど、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進していきます。

これまでの経過及び条例の内容については、県公式ホームページをご覧ください。

子どもを性被害から守る　検索

お問い合わせ先　長野県県民文化部次世代サポート課
電話：026-235-7210

児童館からのお知らせ

のんびりしたい、ほっとしたい・・・そんな時は、ぜひ児童館をご利用ください。
佐久穂町児童館では、お子さん連れのお母さん・お父さんの来館をお待ちしております。

11月の行事　♪親子でおいもクッキング♪

11 月は、親子クッキングです。児童館で収穫した安心安全なさつまいもで、おいものスイーツをつくります。そして、みんなでおいしくいただきましょう。絵本の読み聞かせもあります。みなさんの参加をお待ちしております。

●日にち：11 月 18 日(金)
●場　所：佐久穂町児童館
●時　間：受　付　　9：30 ～ 10：00
　　おいもクッキング 10：00 ～ 11：00
　　交流会　　11：00 ～ 11：30
●参加費：無料
●持ち物：エプロン・手ふき・水筒・
　　必要に応じて軽食やおやつ　など

【お問い合わせ先】
佐久穂町児童館 ☎86-2123

「児童館に行ってみよう」

児童館は学童クラブ（学童保育）や赤ちゃん、小さい子どもの遊び場と思われがちですが、町が設置した児童福祉施設で、0～ 18 歳の子どもがいつでも使える場所、そして困難に直面した子どもの相談場所や居場所としても機能しています。どなたでもお気軽にご利用ください。

詳しくは町のホームページまたは一般児童健全育成推進財団のホームページをご覧ください。

児童館にいってみよう

居(い)るところがなかったら、
　　児童館にいってみよう。
やることがなかったら、
　　児童館にいってみよう。
話(はな)せる人がいなかったら、
　　児童館にいってみよう。
がまんできないほどしんどくなる前に、
　　児童館にいってみよう。

一般財団法人児童健全育成推進財団 HPより

平成28年度

佐久あすなろの会のご案内

～佐久地域自死遺族交流会～

ご家族が自死で亡くなった場合、残された人は様々な感情・想いをもちます。「佐久あすなろの会」は、同じ体験をされた方々と安心して気持ちを語れる場です。以下の日程で開催しますので、ご参加ください。

佐久保健福祉事務所

日時
- 平成28年11月　8日(火)
- 平成29年　2月17日(金)

午後1時30分から3時30分まで

内容
1 受　付
2 会のルールの説明
（会でのことは他では話さない・話したくない時には話さなくてもよいこと等）
3 自己紹介
4 分かち合い
5 コーヒータイム
6 参加しての感想等

会場　佐久市内
（皆様に安心してご参加いただくため、申込まれた方のみに詳しくご案内します）

費用　１００円（お茶代等）

参加対象者
ご家族（親、子ども、配偶者、兄弟姉妹）を自死で亡くされた方
その他の方の参加はお断りします。

参加申込み・お問い合わせ
佐久保健福祉事務所　健康づくり支援課　保健師
電話：０２６７－６３－３１６４（直通）

平成28年度 健康管理合同会議 報告

テーマ

『体を動かす習慣を身に付けよう』

8月27日に、花の郷茂来館において、平成28年度健康管理合同会議が開催されました。この会議は、町の健康づくり事業に関わっている医療関係者や各種団体の皆さんが集まり、毎年様々なテーマについて話し合っているものです。

今年度は170名余が参加し、『体を動かす習慣を身に付けよう』というテーマで、(一財)日本農村医学研究所(佐久総合病院)の健康運動指導士柳澤和也先生、佐久穂町保健推進員の由井アサ子さんと役場の佐々木保健師の3名から、県・町の実態や地域活動などの話題提供をいただきました。

その後、13のグループに分かれて感じたことや実施できることなど、熱心な意見交換が行われ、各グループの話し合われたまとめの発表を参加者全員で聴きました。、

最後に千曲病院の植竹院長から総括をいただき、大変有意義な会議となりました。

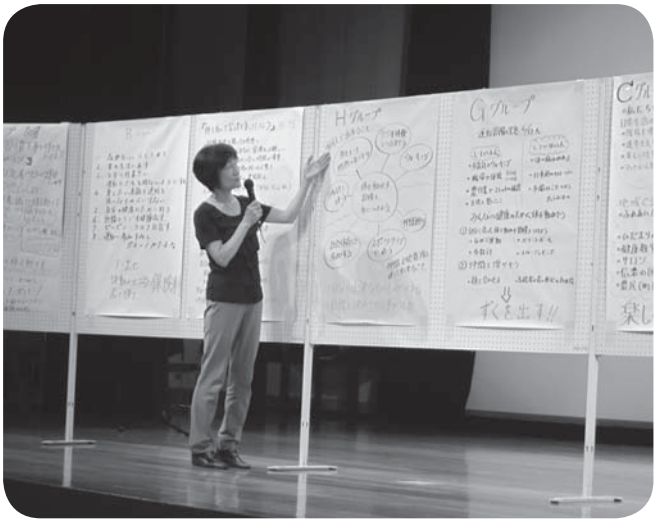

総評　町立千曲病院長　植竹 智義 氏

全体を通して大きなキーワードが　5つ　あった。

①「仲　間」仲間でやることが続けるコツ。
②「楽しく」楽しくやることが大事。
③「維　持」習慣化する。

プラスイメージのもの

④「言い訳」運動をしない人は言い訳をしがち。
⑤「男性がダメ」女性の方が意識は高い。
男性を巻き込んでいってほしい。

マイナスイメージのもの

・本日気づいたことを、自分だけではなく地区・地域に発信していってほしい。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

○本人通知制度とは

佐久穂町に住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、登録した方の住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実をお知らせする制度です。

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的としています。

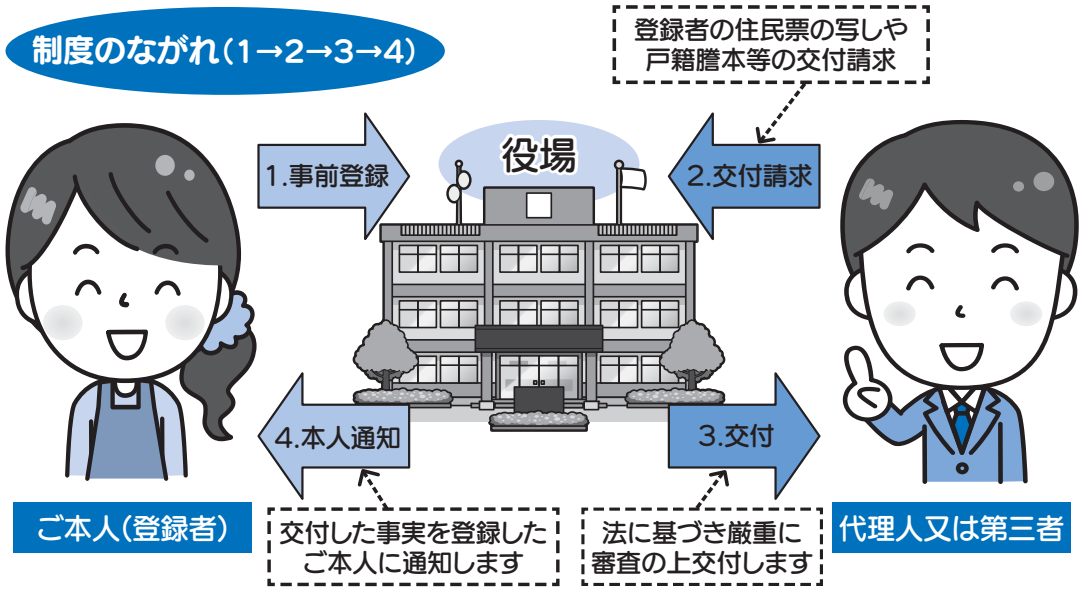

※代理人や第三者から登録者に係る住民票の写し等の請求があった場合に、住民票の写し等の交付の可否を登録者へ確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

○本人通知を受けるには事前登録が必要です

代理人や第三者からの請求があったことの本人通知を受けるためには、事前に登録していただく必要があります。（登録は無料です。）登録の有効期間は３年間で、期間満了後に継続を希望する場合は、更新申請が必要です。

制度に関するお問い合わせや手続き等についてのご相談は、下記までお問い合わせください。

佐久穂町役場　佐久庁舎　住民税務課 住民係
電話：0267-86-2527（直通）　FAX：0267-86-2633

信州パーキング・パーミット制度

～役場でも受付・交付ができるようになりました～

長野県では障がい者等用駐車区画の適正な利用を図るため、平成28年４月20日から「信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度」を開始しました。これは、障がい者や高齢者、妊産婦の方など、歩行や移動に配慮が必要な方に県内共通の利用証を交付する制度です。

今までは県庁及び福祉事務所の窓口または郵送でのみ申請を受け付けていましたが、10月から役場の窓口でも受付・交付ができるようになりました。

◇申請窓口◇

役場　健康福祉課　福祉係（佐久庁舎）　受付時間 8:30 ～ 17:15（土日祝日を除く）

※市町村の窓口では、当該市町村の住民のみ申請を受け付けます。県外にお住まいの方は、県庁地域福祉課または福祉事務所へ申請してください。

◇必要書類◇

① 交付申請書（役場窓口にあります）
② 障がい等の状況が分かる書類の写し（身体障害者手帳、母子健康手帳など）
③ 代理人の身分証明書　（※代理人が申請される場合）

◇利用証の交付対象者・有効期間◇

区分				交付基準		有効期間
身体障がい者	視覚障がい			身体障害者手帳	４級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	聴覚障がい・ろうあ			身体障害者手帳	３級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	平衡機能障がい			身体障害者手帳	５級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	肢体不自由	上肢		身体障害者手帳	２級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	肢体不自由	下肢		身体障害者手帳	６級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	肢体不自由	体幹		身体障害者手帳	５級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	肢体不自由	脳原性	上肢機能	身体障害者手帳	２級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	肢体不自由	脳原性	移動機能	身体障害者手帳	６級以上の者	発行の日から５年以内
身体障がい者	内部機能障がい			身体障害者手帳	４級以上の者	発行の日から５年以内
知的障がい者				療育手帳所持者で障害程度欄が A1、A2 の者		発行の日から５年以内
精神障がい者				精神障害者保健福祉手帳が１級の者		発行の日から５年以内
発達障がい者				歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者		発行の日から５年以内
難病患者				特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者		発行の日から５年以内
高齢者				介護保険の要介護状態区分が要介護１以上の者		発行の日から２年以内
妊産婦				母子健康手帳を取得した者。産後は２歳未満の子どもを同伴する場合に限る		手帳の取得から出産（分娩予定日）後２年間
その他けが人または病気等の者				けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者		医師の診断書等による必要期間以内

◇利用証の種類◇

▼車いす使用者

▼車いす使用者以外

利用証はルームミラーやダッシュボードなどに掲示し、以下の専用の案内表示のある駐車場で利用できます。

案内表示⇒

この制度に賛同いただいている協力施設、区画数は、８月末現在 718 施設・2445 区画です。施設の一覧は県のホームページでご覧いただけます。

◇他府県との相互利用について◇

長野県で交付した利用証は、同様の制度を実施する 35 府県 1 市の駐車区画でも、利用証を掲示することで駐車することができます。他県の利用証をお持ちの方が駐車する場合も本県の利用証をお持ちの方と同様に駐車場の利用ができますので、ご配慮をお願いします。

◇お問合せ◇

役場　健康福祉課　福祉係　☎ 86-2528（直通）

制度全般に関するお問合せ 信州パーキング･パーミット制度専用電話 ☎ 026-232-0053

http://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/parkingpermit/20151224.html

佐久穂町教育委員会　定例会・臨時会　報告

平成 28 年 4 月から 9 月までの間に月 1 回の定例会と臨時会 1 回が開催され、次の内容について審議等が行われました。

定例会・臨時会　日程		
	○４月 13 日（水） 後援名義使用申請 1 件（承認 1 件）	○７月 13 日（水） 後援名義使用申請 4 件（承認 4 件（うち 1 件取下げ））
	○５月 18 日（水） 平成 28 年度社会教育（公民館）事業計画の報告 後援名義使用申請 2 件（承認 2 件） 区域外就学申請 2 件（承認 2 件）	○８月３日（水） 区域外就学申請　2 件（承認 2 件） 後援名義使用申請 1 件（承認 0 件）
	○６月８日（水） 佐久穂町議会 6 月定例会協議 要保護・準要保護児童生徒支援費支給認定 後援名義使用申請 4 件（承認 4 件）	○９月７日（水） 佐久穂町議会 9 月定例会協議 後援名義使用申請 3 件（承認 3 件） 条例改正　2 件（佐久穂町体育館条例他）
	○６月 15 日（水）：臨時会 後援名義使用申請　2 件（承認 2 件） 人事案件 1 件（コミュニティスクール推進委員会委員）	

※定例教育委員会は、毎月第一水曜日午後 2 時から佐久穂小・中学校会議室で開催されます。どなたでも傍聴することができます。
※都合により開催日時が変更となることもありますので、事前に確認のうえ、お越しください。

お問い合わせ先：佐久穂町教育委員会 こども課 学校教育係 TEL 86-4940

◆各種お知らせ◆

八千穂高原お助けサポーター募集

第二弾!!

貴重な自然の保全にあなたの力を貸してください！

八千穂高原白樺林内笹刈り

【実施趣旨】

標高2000mの高山帯に広がる北八ヶ岳原生林と湖沼群は世界にも誇りうる貴重な宝です。その豊富な水の恩恵を受けて広がる八千穂高原の白樺林も独特の植生を有していますが、鹿の食害、笹・外来植物により、今危機にさらされています。

昨年、延70人を超える町内外の人の協力により北レイク線の幅300m、奥行50mにわたり笹刈を実施し、白樺・ツツジなどに通風と日照・景観が大幅に改善されました。女性・外国人・都会からの参加もいただき仲間で盛り上がりました。今年はあなたの力を貸してもらえませんか？

白樺林の笹刈り

（未経験・女性・外国人歓迎）

日　時　11月12日(土)　12時集合
　　11月13日(日)　9時集合
場　所　八千穂高原　自然園前

参加費　宿泊4,000円（夜・朝・翌昼食付）
　　日帰1,000円（12日(土)交流会参加者のみ）
宿　泊　八千穂高原ペンション
準備品　防寒・雨具・作業衣
　　刈払機（お持ちの方のみ）
　　洗面・寝衣

【スケジュール】

■11月12日

12時
● 八千穂高原自然園前集合・受付
12時30分～13時
● 作業・機器扱・安全対策説明
13時～15時30分
● 笹刈り（休憩あり）
15時30分～17時
● フリータイム（日帰りの方も入浴できます）
17時～18時
● 自然勉強会
18時～20時
● 交流会（町内外サポーター。飲み物差し入れ歓迎）

■11月13日

9時～11時
● 笹刈り・八千穂高原自然園前集合・受付
11時～12時
● 昼食
12時
● 解散（ご希望により佐久穂周辺ご案内します）

【問い合わせ・申し込み】
北八ヶ岳・八千穂高原保全サポーターズ
代表　志村、事務局　吉野
HP　http://yachiho.jimdo.com/
メール　nikopunmeso@yahoo.co.jp
☎0267-88-4408

ゆめゆり展のお知らせ

小諸養護学校ゆめゆりの丘分教室

11月12日～20日までの9日間、茂来館1階において「ゆめゆり展」を行います。「ゆめゆり展」は佐久穂小中学校内にある小諸養護学校ゆめゆりの丘分教室の小学部、中学部の子どもたち11名による作品展です。普段の学習の様子についての紹介も行っています。子どもたちの豊かな感性に触れていただけると思います。皆様のお越しをお待ちしております。

司法書士会による「養育費集中相談会」（無料）の開催について

◆**相談方法**：左記会場における電話相談または面談相談

1、電話相談

【日時】平成28年
12月8日(木)・9日(金)・10日(土)
午前10時～午後3時
【電話番号】0120-448-788
（フリーダイヤル）

2、面談相談（要予約）

【日時】平成28年
12月10日(土)午前10時～午後3時
【相談会場】長野県司法書士会館2階
（長野市妻科399番地）
【予約電話】026-232-7492
（予約なしでも可能な限り対応しますが、予約が優先です）

◆**相談料**：電話相談および面談ともに無料です

◆**相談例**：

○養育費の支払いがストップしてしまった
○養育費の取決めをせず離婚したけど、今からでももらえますか？
○養育費を減額したい、もしくは増額を求めたい・・・etc.

問合せ先（予約先）：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

2016年度 少林寺拳法長野県大会「最優秀賞」

佐久穂小学校 6年生　小山 樹 さん　浅川 凰生 さん

8月21日に開催された県大会において、「演武 小学校団体の部」で最優秀賞と活躍されました。小山さん、浅川さんは佐久市南・小諸スポーツ少年団に所属し、大好きな少林寺拳法の練習を頑張っています。

長野県代表として、少林寺拳法全国大会（10月29日～30日 大分県）に出場します。

9月26日に町長を表敬訪問して大会での健闘を誓いました。

出生祝金を贈呈しました

9月14日に町長室にて、4名のお子さんへ出生祝金を贈呈しました。

（平成28年4,5月生まれのお子さんです。）

こども課

《百歳 長寿お祝い》

9月21日(水)敬老の日記念行事として、今年度100歳を迎えられる町内在住の高齢者を佐々木町長と高齢者クラブ連合会の石田会長が訪問し、「内閣総理大臣」「長野県知事」「長野県老人クラブ連合会」「佐久穂町」からの祝状と記念品を贈呈、長寿をお祝いしました。

これからも、体に気をつけてご長寿を重ね、お健やかにお過ごしください。

常会名	氏　名	常会名	氏　名
榎　田	岡部 たつじ 様	宿　岩 1	高見澤けさの 様
みどり町 2	倉澤 つる子 様	畑ケ中 2	新 津 冨 藏 様
崎　田 1	井出 つね子 様	大　門	須田 あや子 様
清水町 2	畑 のり志 様	馬　越 2	井出 みや子 様
相生町 2	高見澤ゆきを 様	佐　口 2	櫻井 たつ子 様

榎田　岡部 たつじ 様

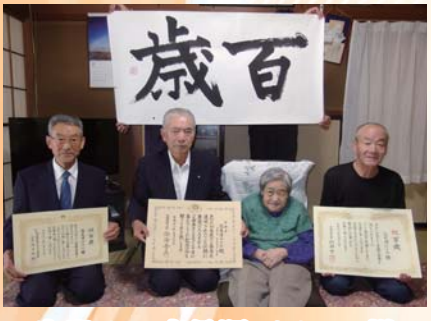

宿岩1　高見澤 けさの 様

みどり町2　倉澤 つる子 様

畑ケ中2　新津　冨藏 様

崎田1　井出　つね子 様

大門　須田　あや子 様

清水町2　畑　のり志 様

馬越2　井出　みや子 様